

個別事業計画書

所管部署：福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	要保護児童対策事業	細事業名		新継区分	継続	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱			
	(3)虐待事象への対応					
事業実施期間	平成 20 年度 ~ 平成 22 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	近年保護者等による児童虐待が増加し、社会的な問題となっている。虐待を早期に発見し適切な対応を図る必要がある。		平成 20 年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	804
具体的な実施内容	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進。		平成 21 年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	837
事業の目的	児童虐待の早期発見や予防を行い、家庭や児童のすこやかな発達を支援する。		平成 22 年度	児童虐待の早期発見や要保護児童対策地域協議会における関係機関等での情報交換や連携及び広報・啓発活動の推進	児童虐待の予防と地域子育て力の育成	837
事業の効果	児童虐待の予防や早期発見及び保護を行い関係機関等で家庭や児童の支援を推進する。					